

第 1 2 7 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 1 0 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 1 0 月 1 8 日 (月) 午前 9 時 4 8 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 1 0 月 1 8 日 (月) 午前 1 1 時 0 0 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

| | 氏 名 | 出欠の別 | | 氏 名 | 出欠の別 |
|-------------|--------|------|-----|-------|------|
| 会長 (1) | 浮田 孝允 | 出席 | 5 | 奥田 哲也 | 出席 |
| 職務代理人 (6) | 岸本 博 | 出席 | 7 | 串田 修 | 出席 |
| 2 | 大森 美也子 | 欠席 | 8 | 今東 徳雄 | 出席 |
| 3 | 大森 勇二 | 出席 | 9 | 延澤 強哉 | 出席 |
| 4 | 岡本 五樹 | 出席 | 1 0 | 雪本 泰嗣 | 出席 |

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹
 東区協議会副会長 岸本 行雄

事務局 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司
 参事監 真田 明彦 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 橋本 聡実
 主任 川田 秀紀

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
 (6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹

8番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第127回岡山市第二農業委員会総会を開会します。

議長 本日の議事録署名委員を指名します。4番 岡本 五樹委員、8番 今東 徳雄委員をお願いします。

議長 それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正があります。議案の6ページ、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について、東区18番の「位置」の欄で、西が「雑種地」となっていますが、これを「畑」と訂正してください。

また、9月21日の総会で許可の議決がなされ、9月28日の岡山県農業会議に諮問した、中区江崎の特定流通業務施設の5条転用許可申請につきましては、許可適当との答申があり、他法令の許可後に許可指令書を交付する予定ですので報告します。

以上です。

議長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1ページ1番、経営移譲による所有権移転です。受人は現在、約2.5ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約32アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番と2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員
議 長
橋本係長

ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受贈による持分移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番と6番は関連がありますので、同時に説明します。

交換による所有権移転で、5番の受人は現在約7.3アール、6番の受人は現在約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ7番、増反による持分移転です。受人は現在、約1.5アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、別冊議案記載の利用権と併せて、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番から13番は受人が同一のため、一括して説明します。前回保留の案件で、すべて増反による所有権移転です。前回は、受人が令和元年10月に取得した農地を適切に管理していると判断できないため、すべての農地を効率的に利用するとは認められず、保留となりました。その後、受人と瀬戸地区の委員さんとで協議を行い、今後の営農計画等は確認できましたが、当該農地の整備がまだ完了していないため、東区協議会では引き続き保留となっています。

なお、前回保留となっていた瀬戸町森末523番については、現況が非農地であるため、取下げとなっています。

14番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の様子を岸本協議会副会長さん、ご報告願います。

岸本推進
委員

3番から14番までの12件について審議した結果、事務局の説明のとおり、8番から13番までの6件は保留意見、残りの6件は許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長
串田委員

協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

7番について、受人は農機具を一切持っていない中で、利用権を設定して田んぼを3条で取得しようとしているが、ただ（下限面積の）4反にするためだけの利用権の設定ではないかと疑っている。本人が本気で農業を行う計画があるかどうかというのは、チェック項目の中で、必要な農機具を保有しているか、農業経験があるか、荒らしている農地はないか、というような項目がある。受人は、調査した結果、農機具は何も持っていない。申請書には従事日数100日と書いてあるが、農業をされたことはないと思う。耕作面積15アールとなっているが、これも自分では耕作していない。そのような中で、許可要件を満たすための利用権の設定が出てくると考えられる。このような申請の仕方を事務局が教えてあげたのか。

竹田補佐
串田委員

事務局から指導することはない。

このような農機具を持っていない、やったこともない人が、利用権の設定までして農地を取得しようとする申請を受けるのはおかしいのではないか。兄弟の田んぼを本人が買い戻すことには賛成だが、許可を取るためだけに利用権を設定するような申請の仕方は、今後のことを考えても受けるべきではない。

今回もしこのままいくのであれば、聴き取り調査会を開いてほしい。

奥田委員
串田委員

利用権というのはどの部分か。

今回の別紙議案にあがっている。この405㎡は9月の議案にあがっていて、2反5畝の利用権のうち、4畝だけを解約したもの。それで、今回農機具を借りる相手はその利用権を解除された相手だ。この田んぼは1枚ものだが、4畝の部分が一番端の排水路の部分で、4畝を作ると元の田んぼは水が抜けず、反対にこの人の田んぼは水が入らないことになる。実際にこの人はどうやって作るのか。この申請のための4畝ではないのか。

大森委員
串田委員

今言われたようにとられても仕方ない。

これで通るんだと言われることを心配している。地区の推進委員4人に確認したが、みな自分では作らないだろうと言っている。そのような中でいくら本人が作る言っているでも私が認めるわけにはいかない。

議長

それでは、この件については調査の必要があるということで、私と担当地区の農業委員、推進委員とで、本人に調査を行うということでどうか。

竹田補佐

持分移転については問題ないが、利用権の部分に問題があるということで良いか。

串田委員

4畝を含めたら買えるのか。普通の人が利用権を設定して4反にしたら買えるのか。普通の人じゃ買えないのに、何でこんな申請を事務局は受けるのか。

竹田補佐 利用権を利用して、下限面積をクリアすることは問題ない。

串田委員 2反5畝全部を解約して受人が作るのであれば何も言わない。2反5畝の内4畝だけを解約して再設定して、農機具を何も持っていない、今まで作ったことがないと。自分名義の1反5畝も自分で作っていないはずだ。ここまでやって何のために農地を買うのか。もっと細かいチェックをしてくれ。

調査委員会を開いて説明をはっきりしてもらってくれ。

竹田補佐 それでは、この後に利用権の審議があるが、この4畝の1件だけ除外して決定するようお願いしたい。

大森委員 利用権だけというよりも、何も耕作していないなど、全体的に問題がある。利用権だけを取り上げてしまうと、前向きにまじめに取り組んでいる人まで、こういう方法はダメなのかということになってしまう。

串田委員 今の利用権の方も再確認ということをお願いしたい。

奥田委員 別の件の質問だが、3番について、倉敷市の法人だが、通作距離は問題ないのか。また、8番から13番について、どこまで保留が許されるのか。標準審査期間というものもあるので、一旦取り下げてもらえないのか。

竹田補佐 3番については、40km、1時間を目安にしていて、通作経路図を提出させており、今回は通作可能と判断した。8番から13番については、瀬戸支所で瀬戸地区の委員さんに集まっていただいて、直接受人から聴き取りを行った。今後の営農計画については一応確認できたが、令和元年10月に取得した農地がもう少し耕作できる形になっておらず、なかなか作業が進まないため保留になっている。取り下げについては、相手方に最初の保留のときから話をしているが、下げないと言っている。現地の作業はもう少しなので、そう時間はかからないと考えている。

議長 それでは、7番については、私と地区の委員さんとで再調査を行うこととし、今回は保留ということによろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)については、1番から14番までの14件のうち、7番から13番までの7件を保留、残りの7件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 3ページ1番、申請地は、農用区域内の農地で、転用目的は永久転用目的の一時転用で、貸露天資材置場です。転用期間は許可日から3年間です。

借人である岡山タイヤ販売株式会社は、中区倉益に本店を置き、タイヤ販売とタイヤ交換業務を行っていますが、同社から、業績が好調で既存店舗の保管場所が不足しているため、本店近隣の申請地を借り受け露天資材置場として使用したい旨の

申し出があったもので、申請人が露天資材置場に転用し、同社へ貸し付けるものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 2番、申請地は、農用地区域内の農地で、転用目的は農地改良工事による一時転用で、転用期間は令和3年10月19日から令和3年11月18日までです。

申請人は、約72アール耕作する農業者ですが、にんにく等の野菜の栽培に利用するため、農地改良を行うものです。

農地区分は農用地ですが、農地改良のための一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は、令和3年5月18日付で農振除外済みで、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は農家住宅です。

申請人は、約1.6ヘクタール耕作する農業者で、現在、九幡の実家に母と2人で生活していますが、家屋が老朽化して使い勝手が悪くなったため、実家に隣接する申請地を農家住宅に転用し、別住所で生活する妻と子供1人とともに3人で生活しようとするものです。なお、現住居には、引き続き母が居住します。

申請地は1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、自己の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岸本協議会副会長さん、ご報告願います。

岸本推進委員 2番と3番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)については、1番から3番までの3件を許可と決定してよろしいか。

全 員
議 長
議 長

よろしい。

それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任

4 ページ1番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、露天駐車場です。

受人は現在、中区長利の持ち家に夫婦二人で居住していますが、自家用車の駐車スペースがないため、自宅隣接地である兄所有の土地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番から6ページ12番は、同じ地域ですので一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

2番、受人は現在、中区高島新屋敷の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、住み慣れた環境で子どもの小学校区が変わらない申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

3番、受人は現在、中区高島新屋敷の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、現居住地に近く、住み慣れた環境で生活できる申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

4番、受入である杉田ゆかりと岡本果穂は親子関係であり、杉田ゆかりは現在、中区中井二丁目の借家に夫婦2人で居住し、岡本諒と果穂は現在、倉敷市大内の借家に家族3人で居住していますが、受人が同居するため、岡本諒の実家に近く、生活環境が変わらない申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。なお、杉田ゆかりの夫と子どもは、引き続き現住居に居住します。

5番、受人は現在、南区芳泉三丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、勤務先にも近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

6番、受人は現在、中区土田の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、勤務予定地と子どもの学校に近く、子育てに協力しやすい申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

7番、受人は現在、北区奥田一丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、勤務先と兄家族の自宅に近く、相互に協力しやすい申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

8番、受人は現在、中区原尾島の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、兄家族の自宅に近く、行き来しやすい申請地を所有権移転し、自己

専用住宅に転用しようとするものです。

9番、受人は現在、中区原尾島四丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、勤務先と実家に近く、利便性のある申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

10番、受人は現在、北区牟佐の官舎に家族4人で居住していますが、子どもの家財道具が増え手狭なため、実家と勤務先に近く、住み慣れた環境で生活できる申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

11番、受人は現在、中区今在家の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、実家に近く、両親の協力が得やすい申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

12番、受人は現在、中区赤田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、現居住地に近く、住み慣れた環境であり、夫婦の勤務地の中間地点で相互に協力しやすい申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用面積は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、中区桑野の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え手狭なため、現居住地と実家に近く、子どもの世話や両親の介護等相互に助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用面積は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、令和2年10月30日付で農振除外済みの案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、中区藤崎の持ち家に家族3人で居住していますが、都市計画道路岡南線の整備に伴う収用移転のため、現居住地と勤務先に近く、安心して生活できる申請地を所有権移転し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用面積は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長
藤田推進
委員
議長
全員

中区協議会の協議の様子を藤田協議会長さん、ご報告願います。

1番から14番までの14件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
ありません。

議 長
橋本係長

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

15番、令和2年10月30日付で農振除外済みの案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は分家住宅です。

受人は現在、中区藤崎の夫の実家に夫と夫の父の3人で生活していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、農業を手伝うのに都合が良い、祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅に転用しようとするものです。なお、現住居には、引き続き夫の父が居住します。

申請地は1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、申請地は、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道で、500メートル以内に教育施設が2か所整備されている3種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、東区西大寺中野の借家に妻と子供3人の5人で生活していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、妻の父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場の敷地拡張です。

受人は現在、東区光津に本店を置き、運送業を営んでいますが、事業拡大に伴って、敷地が手狭になり、また現在の駐車場には敷地内の通路がなく、車両の入れ替えに手間がかかるため、現駐車場に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場を敷地拡張しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は露天駐車場の敷地拡張です。

受人は現在、東区西大寺浜に本店を置き、自動車販売業を営んでいますが、事業拡大によって在庫車両が増え、敷地内が手狭になったため、本社に近く、現駐車場に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場を敷地拡張しようとするものです。

申請地は1種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の様様を岸本協議会副会長さん、ご報告願います。

岸本推進 15番から18番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可
委員 意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)については、1番から18番までの18件を許可と決定
してよろしいか。

全委員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について、申請等(4)利用権の設定、
申請等(5)利用権の設定及び転貸^{てんたい}を審議します。事務局から説明をお願いします。

川田主任 今回の利用集積計画について説明します。別冊の議案と、本日お配りしている利
用集積集計表をご覧ください。

申請等(4)利用権の設定については、中区は1ページ1番から2ページ16番
までの16件、東区は3ページ1番から24ページ199番までの199件です。

申請等(5)利用権の設定及び転貸については、中区は25ページ1番から26
ページ6番までの6件で、東区は27ページ1番から33ページ12番までの12
件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕
作者へ転貸する形の利用集積計画です。

いずれも今年の8月に受付したもので、問題がなければ11月に公告されます。

また、利用集積集計表には、岡山市全体と第二農業委員会全体と地区別の集計を
記載しています。申請等(4)と申請等(5)を合計したものになりますので、併
せてご確認ください。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第
3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見と
なっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)及び申請等(5)については、申請等(1)で保留とな
った申請等(4)東区160番を除き、原案のとおり決定します。

議長 次に、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局
から説明をお願いします。

橋本係長 7ページ1番から8ページ8番までの8件で、権利取得の事由はすべて相続、権
利の種類はすべて所有権で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はありま
せん。各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（６）については、１番から８番までの８件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

川田主任 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、９ページ１番の１件で、転用目的はグループホーム、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１０ページ１番から１２ページ２３番までの２３件で、転用目的は、共同住宅１件、露天資材置場等１８件、露天駐車場２件、分譲住宅地２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１３ページ１番から４番までの４件です。解約理由は、転用目的１件、耕作目的３件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１４ページ１番の１件で、内容は、農業用通路です。

報告（５）農地改良届については、１５ページ１番と２番の２件で、内容は、普通野菜畑２件です。

なお、令和３年８月締めで農林水産課が受付した農振農用地の除外申出について、担当地区の案件のあった委員さんに資料をお配りしています。今後は、農林水産課、備前県民局、農業委員会事務局とで現地を確認して回り、除外に向けての協議を進めていく予定ですので、気になる点などがありましたら、事務局までお知らせください。よろしく願いいたします。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務
代 理 者

それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前11時00分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員